

熊本県監査委員公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により令和3年(2021年)6月14日、15日及び7月1日に実施した熊本県企業局の定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年(2021年)8月6日

熊本県監査委員	福	島	誠	治
同	竹	中	潮	
同	内	野	幸	喜
同	高	野	洋	介

1 監査対象期間

令和2年度(2020年度)

2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、報告公表すべき指摘事項はなかったが、軽易な事項については、その都度注意を行った。